障相第　１１５６号

平成２２年６月１６日

補装具製作・販売業者　様

大阪府障がい者自立相談支援センター

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　所長　正岡　悟（公　印　省　略）

補装具費支給券への押印廃止と取扱いの変更について（通知）

日頃は当センターの業務に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

これまで、**義肢・装具・座位保持装置・車いす（オーダーメイド）・電動車いす簡易型（オーダーメイド）**について、適合を確認後、補装具費支給券に当センター長印を押印していましたが、平成22年7月1日より押印は廃止し、下記の方法に変更することとしましたので、ご理解の上、ご協力いただきますようお願いします。

なお見積審査については従来と変更はありません。

記

『平成22年7月1日よりの補装具費支給事務に関する概略』

**義肢・装具**

Ａ　医師意見書による判定の場合（文書判定）

・　業者は、同じ医師に補装具適合意見書を記入してもらい（必ず本人に義肢・装具を装着し確認してもらうこと）、当センターに送付すること。

* 業者は、「補装具適合判定についてのお知らせ」（別紙１）に必要事項を記入し、請求書と補装具費支給券と3点を市町村に送付すること。
* 当センターは、内容を確認後、おおむね２週間以内に「適合判定の審査結果について（通知）」を市町村に送付する。

Ｂ　本所又は巡回相談会場に来所し判定する場合（直接判定）

* 本所又は巡回相談会場で適合判定を受ける（業者が予約。本人と業者が来所）。
* 業者は、適合判定を受けた日時を記入した「補装具適合判定についてのお知らせ」（別紙１）及び請求書と支給券の3点を市町村に送付する。

**座位保持装置　（**直接判定）

　　義肢・装具のＢと同じ。

**車いす・電動簡易型（オーダーメイド）**本所又は巡回相談会場で現物の判定（本人の来所は不要）

* 業者は適合判定を受けた日時を記入した「補装具適合判定についてのお知らせ」（別紙１）及び請求書と支給券の3点を市町村に送付すること。

**直接判定の場合の注意事項**

適合になるまでは（保留も含む）、上記3点セットを市町村に送付しないこと。後日適合が確認された時点で日付けを記入し送付すること。適合になった時点で、当センターはおおむね２週間以内に「適合判定の審査結果について（通知）」を市町村に送付する。

**その他当センターへの見積書送付の際の注意事項**

・判定後に見積もり審査を依頼する場合は、判定番号を記載してください。（２０１－　　　）

・差し替えの見積書には差し替えと記載してください。

（鏡文は必要ありません。欄外に付記して下さい）